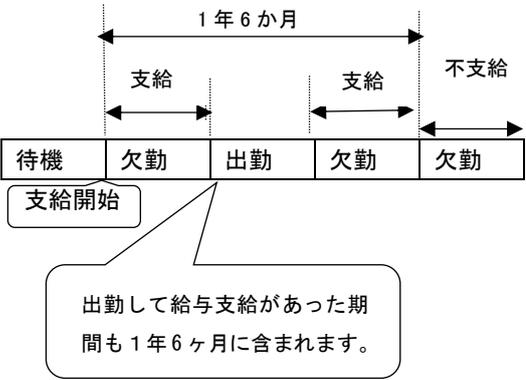
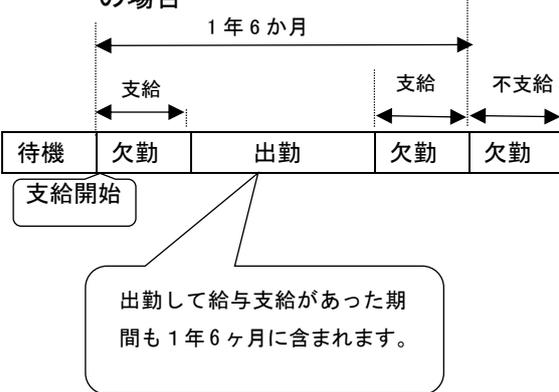
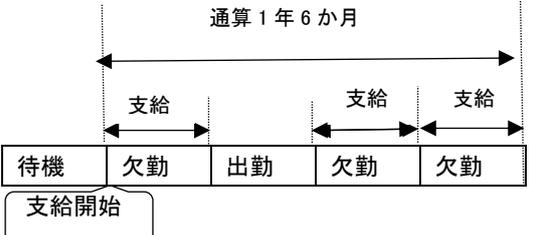


頁	誤	正
36 37 傷病手 当金	<p>③傷病手当金</p> <p>支給される期間</p> <p>傷病手当金が支給される期間は、支給開始した日から最長1年6か月です。これは、1年6か月分支給されるということではなく、1年6か月の間に仕事に復帰した期間があり、その後再び同じ病気やケガにより仕事に就けなくなった場合でも、復帰期間も1年6か月に算入されます。支給開始後1年6か月を超えた場合は、仕事に就くことができない場合であっても、傷病手当金は支給されません。</p> 	<p>③傷病手当金</p> <p>支給される期間</p> <p>令和4年1月1日より、同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。</p> <p>支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6ヶ月を越えても、繰り返して支給可能となります。ただし、支給開始日が、令和2年7月1日以前の場合には、これまで通り支給を始めた日から最長1年6ヶ月です。</p> <p>(1) 支給開始日が令和2年7月1日以前の場合</p>  <p>(2) 支給開始日が令和2年7月2日以降の場合</p> 
39 ⑥ 障害年 金	<p>いつから請求できるか</p> <p>* 1年6か月経った日に軽くて障害等級に該当しなくても、その後<u>65歳</u>までは重くなれば請求して年金が受けられます。</p>	<p>いつから請求できるか</p> <p>* 1年6か月経った日に軽くて障害等級に該当しなくても、その後重くなれば<u>65歳に達する日の前日(65歳の誕生日の前々日)</u>までは請求して年金が受け取れます。</p>